

4 環境影響の要因及び環境影響評価の項目並びに検討手法

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「環境影響の要因」という。）について、事業特性及び地域特性を考慮し、抽出した結果は表 4-1 に示すとおりである。

工事計画の変更に係る検討にあたっては、環境影響の要因は、評価書において抽出した 7 つの要因を基本とし、新たに環境影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

表 4-1 環境影響の要因の抽出結果

区分		環境影響要因の内容
施設の存在		施設に変更はないため、抽出しなかった。
施設の供用	列車の走行 (将来線)	将来線における列車の走行に変更はないため、抽出しなかった。
	駅施設の供用	駅施設に変更はないため、抽出しなかった。
建設工事の 実施	建設機械の稼動	建設機械の稼動条件に変更はないため、抽出しなかった。
	工事関連車両の 走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の進入路の変更に伴い、排出される大気汚染物質による新たな環境影響が想定される。そのため、抽出した。 ・工事関連車両の進入路の変更に伴い、発生する騒音及び振動による新たな環境影響が想定される。そのため、抽出した。 ・工事関連車両の走行台数に変更はないため、排出される温室効果ガスによる新たな環境影響はない。そのため、抽出しなかった。
	列車の走行 (仮線)	仮線における列車の走行に変更はないため、抽出しなかった。
	土地の改変	建設工事による土地の改変の内容に変更はないため、抽出しなかった。

(2) 環境影響評価の項目

環境影響の要因及び工事計画の変更等の条件を勘案し、環境影響評価の項目を抽出した。環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係は、表 4-2(1)～(3)に示すとおりである。

なお、環境影響評価の項目は、工事関連車両の走行による大気質、騒音及び振動の 3 項目である。

表 4-2 (1) 環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						判断理由	
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施				
			列車の走行(将来線)	駅施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	列車の走行(仮線)		土地の改変
大気質	環境基準設定項目	二酸化窒素			○	●		建設機械の稼働については、稼働条件に変更がないため、検討対象項目として選定しなかった。 工事関連車両の走行については、進入路の変更に伴い、新たな環境影響が想定される。そのため、検討対象項目として選定した。	
		浮遊粒子状物質			○	●			
		二酸化硫黄			○	●			
		その他							
水質・底質	生活環境項目							-	
	健康項目								
	特殊項目								
	その他								
地下水	生活環境項目								
	健康項目								
	その他								
騒音	騒音		○		○	●	○		列車の走行、建設工事に伴う建設機械の稼働については、稼働条件等に変更がないため、検討対象項目として選定しなかった。 工事関連車両の走行については、進入路の変更に伴い、新たな環境影響が想定される。そのため、検討対象項目として選定した。
振動	振動		○		○	●	○		
低周波音	低周波音		○						
悪臭	悪臭								-

- 注) 1. ●印は環境影響評価項目のうち本検討において環境影響の範囲または程度の検証を行う項目、○印は環境影響評価項目のうち環境影響の範囲または程度に変化のない項目である。
2. 判断理由において、「-」を示している項目は、評価書に示す内容と同様の理由により、環境影響の範囲または程度の検証を行わない項目である。

表 4-2 (2) 環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						判断理由
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施			
			列車の走行(将来線)	駅施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	列車の走行(仮線)	
地盤沈下	地盤沈下							—
土壌汚染	土壌汚染						○	建設工事による土地の改変の内容に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
日照阻害	日照阻害	○						施設に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
電波障害	テレビ電波障害	○						施設に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
気 象	風向・風速							—
	気温							
地 象	地形、地質、土質							—
水 象	河川水象							—
	湖沼水象							
	海域水象							
陸域生態系	陸生動物							—
	陸生植物							
	淡水生物							
	陸域生態系							
海域生態系	海域生物							—
	海域生態系							
人と自然との 触れ合いの活 動の場	人と自然との触 れ合いの活動の 場						○	建設工事による土地の改変の内容に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。

- 注) 1. ●印は環境影響評価項目のうち本検討において環境影響の範囲または程度の検証を行う項目、
○印は環境影響評価項目のうち環境影響の範囲または程度に変化のない項目である。
2. 判断理由において、「—」を示している項目は、評価書に示す内容と同様の理由により、環境影響の範囲または程度の検証を行わない項目である。

表 4-2 (3) 環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係

環境項目		環境影響要因の内容						判断理由
大項目	小項目	施設の存在	施設の供用		工事の実施			
			列車の走行(将来線)	駅施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	列車の走行(仮線)	
景 観	自然景観							施設に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
	歴史的・文化的景観	○						
	都市景観	○						
文化財	有形文化財等							建設工事による土地の改変の内容に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
	埋蔵文化財						○	
廃棄物、発生土	一般廃棄物						○	建設工事による土地の改変の内容に変更はないため、検討対象項目として選定しなかった。
	産業廃棄物						○	
	発生土						○	
地球環境	地球温暖化			○	○	○		駅施設の供用、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行について、条件や内容に変更がないため、検討対象項目として選定しなかった。
	オゾン層破壊							

- 注) 1. ●印は環境影響評価項目のうち本検討において環境影響の範囲または程度の検証を行う項目、○印は環境影響評価項目のうち環境影響の範囲または程度に変化のない項目である。
2. 判断理由において、「-」を示している項目は、評価書に示す内容と同様の理由により、環境影響の範囲または程度の検証を行わない項目である。

(3) 環境影響の範囲又は程度の検証方法の基本方針

工事関連車両進入路の変更に伴う環境影響の範囲又は程度の検証方法について、基本方針は表 4-3 に示すとおりである。

表 4-3 工事関連車両進入路の変更に係る検証の基本方針

環境影響要因	環境項目	検証に関する基本的な考え方
工事関連車両の走行	大気	<p>【現況調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様に、対象事業実施区域及びその周辺地域における最新の一般環境測定局・自動車排出ガス測定局の測定データを収集・整理する。 <p>【予測・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様の予測手法を基本とし、最新のパラメータ等を用いて再予測を行う。 予測地点は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）に示す断面 4 及び今回新たに設定した断面 7、断面 10、断面 11、断面 15、断面 16 とする。 評価は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準等に適合するものであることとの対比を行う。
	騒音	<p>【現況調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回新たに設定した断面 7、断面 10、断面 11、断面 15、断面 16 にて現地実測を行う。 <p>【予測・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様の予測手法を基本とする。 予測地点は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）に示す断面 4 及び今回新たに設定した断面 7、断面 10、断面 11、断面 15、断面 16 とする。 評価は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであることとの対比を行う。
	振動	<p>【現況調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回新たに設定した断面 7、断面 10、断面 11、断面 15、断面 16 にて現地実測を行う。 <p>【予測・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様の予測手法を基本とする。 予測地点は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）に示す断面 4 及び今回新たに設定した断面 7、断面 10、断面 11、断面 15、断面 16 とする。 評価は、環境影響評価書（平成 25 年 1 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであることとの対比を行う。